令和７年度版

学校生活を
より良くするために

組　氏名

東海村立東海南中学校

（１）　学校での生活について

【登校】

①　自転車は学級ごとに指定の駐輪場に鍵をかけて止める。

②　８時１０分登校完了。ただし、登校完了とは学習用具を机の中に入れ、カバン類をロッカーにしまって着席している状態をいう。８時７分からは、読書を行う。

③　カバンは自分のロッカーの中にきちんとしまう。机の横にかけたり、ロッカーの上や床に置いたままにしたりしないようにする。

④　欠席、遅刻の場合は、７時５０分までに保護者がアプリケーション（マチコミ）へ入力、または、保護者から学校へ連絡してもらう。

【職員室利用】

①　入室時は「失礼します。〇年〇組の〇〇です。〇〇の用事できました。」、退出時は「失礼しました。」のあいさつを元気にする。

②　用事のある生徒のみ入室する。

③　用事がある場合は、荷物を廊下に整理して置いてから入室する。

④　学習の予定は職員室で聞かなくてもいいように、昼休みや授業終了時に確認する。

⑤　先生に頼まれて鍵や物を取りに来たときには、必ず職員室内の先生に告げて、先生に取ってもらう。先生の机やキーボックスは、職員室内の先生に開けてもらう。

⑥　試験３日前から試験中は職員室へ入室はせず、用事がある場合は、入り口で職員室内の先生に声をかける。

【給食】

①　１２時３２分には着席し、１２時４０分(短縮日課は１２時２０分)に食べ始める。

②　給食が早く済んでも、１３時００分（短縮日課は１２時４０分）までは教室で過ごす。

【昼休み・休み時間】

①　休み時間は、自分の学年フロアで過ごす。

②　特別教室の使用は、授業時のみとする。

③　同じ学年であっても、他の学級に用事がある場合は、入り口で声をかける。

④　教室のベランダの出入りは、清掃時のみとする。

⑤　昼休みに外で活動する場合は、駐車場、弓道場、格技場周辺を含むコンクリートやアスファルト舗装部分は避け、グラウンドや芝生を利用する。

※　昼休み以降はジャージ（体操服）で過ごしてもよい。

※　ボールを使用する場所は、グラウンドのみとする。

【清掃】

①　清掃時は、ジャージに着替え、活動する。

②　清掃開始時刻には担当場所で清掃を開始し、終了時刻までしっかり活動する。

③　清掃は自分の「心」を磨く活動である。「黙働」で真剣に取り組む。

【放課後】

①　部活動、係活動・委員会活動などがない生徒は、すみやかに下校する。

②　部活動参加生徒は帰りの会終了後、すぐに部活動の活動場所に移動して活動を開始

する。開始時刻を厳守する。

③　部活動参加生徒は、自分の荷物と自転車を部活動で決められた場所に置く。

④　係活動や委員会活動などで教室に残る場合には、必ず担当の先生と顧問の先生に報告してから活動を始める。

⑤　完全下校時刻は季節によって変わる。なお、完全下校時刻には全員が校門を出て下校する。

【自家用車での送り迎えについて】

①　登下校時、やむを得ない理由で家の人に自家用車で送り迎えをしてもらう際は、他の登下校の生徒と接触する危険があるため、学校の敷地内（昇降口前など）まで入ることは避ける。また、正門や通用門付近も同様とする。

※　ただし、けがをしている、病気で早退するためなど特別な場合は除く。

【その他】

①　学校へ持ってくるものは、学習に必要なものとする。

②　制汗剤は使用しないことが望ましい。

※　特別な事情があって使用する際には、担任に事情を話し、承認を得て無香料のものを使用する。

③　集金や特別な事情があって、お金や貴重品を持ってきた場合には、必ず朝のうちに担任の先生に事情を話して預ける。

④　携帯電話（スマホ類含）の持ち込みはせず、家の人に連絡をしたいときには、先生に相談するか、職員室前の公衆電話を利用する。

⑤　登校後は、無断で学校外に出ないようにする。

⑥　下校時は、どこにも立ち寄らず、まっすぐ帰宅する。下校後に外出するときは、一度帰宅して、私服（普段着）に着替えてからにする。

⑦　校内は、自転車を押して移動する。また交錯し接触しないようにするため、通用門の白線手前で、自転車を降りる。

⑧　自転車に乗るときは、ヘルメットを着用する。校内で部活動の場所への移動時（自転車は押して歩く）のみヘルメットをかぶらなくてもよい。

⑨　登校は、校舎正面の通用門から入る。

（２）　服装などについて

［趣旨］規準は「中学生らしさ」である。本校では、中学生らしさを「清潔である。華美になりすぎない」ととらえて取り組んでいる。

◎　集団生活をする上で、服装などについての規定がある。落ち着いて学校生活を過ごすための規定なので、意識して生活する。

【通学服】

〔Ａタイプ〕

①　冬季（10月～５月）は標準型の学生服及びズボンとする。

②　夏季（６月～９月）は白ワイシャツに標準型のズボンとする。

③　ベルトは黒かこげ茶とする。（飾りのない無地のものとする。）

④　冬、夏ともに、校内では左胸に規定の名札をつける。

〔Ｂタイプ〕
⑤　冬季（10月～５月）は本校指定の紺色のセーラー服および紺色のスカートとする。
⑥　夏季（６月～９月）は本校指定の白色のセーラー服および紺色のスカートとする。
⑦　冬、夏ともに黒色のスカーフを着用し、左胸に規定の名札をつける。
⑧　スカートの丈は膝が隠れる長さです。
※５月、10月は夏冬の移行期間とする。
※気候や天候、行事、その他特別な理由がある場合は、通学服をジャージとすることもある。

令和7年度より（）
〔Ｃタイプ〕
①　冬季（11月～５月）は本校指定のブレザー・ズボンおよび白ワイシャツ
②　冬季は、本校指定のリボンまたはネクタイを着用する。
③　夏季（６月～10月）は本校指定のズボンおよび白ワイシャツ
④　ベルトは黒かこげ茶。(飾りのあるものは禁止)
⑤　冬、夏ともに左胸に規定の名札をつけます。
〔Ｄタイプ〕
①　冬季（11月～５月）は本校指定のブレザー・スカートおよび白ワイシャツ
②　冬季は、本校指定のリボンまたはネクタイを着用する。
③　夏季（６月～10月）は本校指定のスカートおよび白ワイシャツ
④　スカートの丈は膝が隠れる長さです。
⑤　ベルトは使用しません。
⑥　冬、夏ともに左胸に規定の名札をつけます。

【頭　髪】
①　清潔で授業に支障のない中学生らしい髪型とする。整髪料などを使用しない。
②　前髪は、目に掛からない長さとする。
③　肩より長い髪は、耳のラインより下でゴム（黒、紺、こげ茶）で結ぶ。ヘア═ピン（黒）も可。また、実験実習での事故を防ぐため、耳より前方に垂れてしまわないよう、ヘア═ピンでとめる。
④　ヘア═アイロンの使用やストレートパーマ等はかけないことが望ましい。
⑤　一部を強調するような髪型にはしない。

【はきもの】
①　下ばきは、ひもつきの白い運動靴とする。
下ばきには、名前を黒のマジックではっきり記入する。
（記入場所は、内側でもよい。)）
②　上ばき（体育館シューズと兼用）には、名前を右の図のように黒のマジックではっきり記入する。
→かかとのみでよい

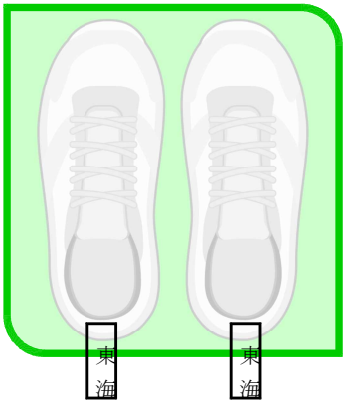

【くつ下】
①　白、黒、紺の無地のくつ下を着用。(ライン等のない白、黒、紺のワンポイント可。）ケガ防止のため、くるぶしが隠れるものとする。
②　防寒として、黒のストッキング、タイツ、レギンスを着用してもよい。(レギンスは足首まであるもの)

【体操服（ジャージ)】

① 体操服は本校指定のジャージ上下を着用する。上着の左胸に学年カラーの名札を付ける。

② 夏季や競技用としては、本校指定の半袖シャツとハーフパンツを着用する。

【通学用カバン】

① 学習用具を入れる通学用カバンは本校指定のもの~~、またはそれに準じたもの~~とする。運動服などを入れるセカンドバッグは、本校指定のものとする。

② 自転車通学者は、通学用カバンを背負い、セカンドバッグは荷台に固定する。セカンドバッグは背負わないようにする。

③ カバンを識別するためのキーホルダーは「握り拳より小さい物を１個まで」とする。

④ ファーストバッグは、安全を考えてきちんと腰より上で背負うようにする。

【その他】

① 学生服のボタンやセーラー服のホック、ブレザーのボタンは、きちんととめて生活する。

② 儀式の時には、学生服の襟元のホックを締める。

③ 自転車通学のときの雨具はカッパを使用する。

（３） 防寒対策について

【手袋・マフラー・ネックウォーマー】

防寒に使用する小物の色は、白・黒・紺・茶・グレーを基調とし、中学生らしく華美にならないものにする。なお、マフラーの着用にあたっては、安全にきちんと首に巻き付ける。

【コート類】

① 寒い日は、防寒着を着用して登下校してもよい。

② 基本的に防寒着（コート）としては、ウインドブレーカー、スクールコート、ダッフルコートなど。ただし、絵や刺しゅう、文字（ウィンドブレーカーでメーカー名の小さなロゴなどは別）の入っているものは避ける。

③ 色は白・黒・紺・茶・グレーを基調とする。不明な点は事前に担任に確認する。

【セーター類】

① 寒い日は制服の中にVネックのセーターやトレーナーを着用してもよい。ただし、校内では制服での生活が基本なので、襟（えり）元・袖口や制服のすそからセーターやトレーナーが見えないようにする。また、制服を着用せずにセーターやトレーナー姿で生活することがないようにする。色は、白・黒・紺・茶・グレーを基調とする。

② 令和７年度の制服の変更に伴い、教室内であればセーターやトレーナーで生活することができる。ただし、教室を出る際には、本校指定のブレザーを着用する。※１

【自転車での登下校において】

防寒着を着用するときには必ずボタン（ファスナー）をきちんとしめ、マフラー等運転の妨げにならないようにする。

（４）自転車通学について

【自転車通学規定】

自転車通学のきまりを守ることを約束し、「自転車通学許可願」を提出した生徒には自転車通学を認める。

① 許可された自転車で安全に通学する。

◎自転車は次の条件を備えている。

ア 両立スタンド　イ カバンが積める荷台　ウ 夜間用ライト

エ 車体の色はシルバーを基本とする。

※ 付則事項

・変速機付き自転車を認める。

・自転車保険への加入、防犯登録がしてあることが望ましい。

② 許可認識（ナンバーシール）を後方から見えるように貼りつける。

③ 必ずヘルメットを着用する。ヘルメットには必ず記名する。あご紐をきちんとつける。登下校時に、自転車を押して歩くときもヘルメットを着用する。

（登下校以外でも、ヘルメットを着用するように努める。）

④ 常にブレーキ、ライトなどを点検して、故障箇所はすぐに修理する。

⑤ 交通規則を守り、各自の通学路を安全に通る。

⑥ 並進（２列に並んで走る）はしない。

⑦ 暗くなったらライトを点灯する。

⑧ 雨天時の傘の使用は禁止する。（道路交通法による。）

⑨ 決められた自転車置き場に整然と駐輪する。

⑩ 荷物は、荷台にきちんとしばる。

※ 上記の事項が守れない場合や安全な乗り方ができない場合には、自転車通学を取り消すことがある。

（５）保健室の利用の仕方について

① 来室するときは、担任の先生または授業の先生に許可を受け（保健室利用届）、保健室来室カードに記入し、利用する。

② 付き添いが必要なときに限り、原則として保健委員が付きそう。

③ 保健室内では静かにする。

④ 薬品・器具などを使用するときは、保健の先生の許可を受ける。

⑤ 保健室での休養時間は、おおむね１時間以内とし、それでもよくならないときは、担任の先生または授業の先生に話をして、早退して家庭で休養する。

⑥ 利用した後は教室に戻り、保健室で手当を受けたことなどを必ず担任の先生または授業の先生に報告する。

⑦ からだや心の心配や悩みなどで相談したいことがあるときは、保健室を利用して相談することもできる。

※１ （２）服装などについての〔セーター類〕②については、変更することもある。